

かかりつけ医機能の強化・活用にかかる調査・普及事業公募要領

1. 総則

本要領は厚生労働省がかかりつけ医機能の強化・活用にかかる調査・普及事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）により行う、かかりつけ医機能の強化・活用にかかる調査・普及事業（以下「本事業」という。）を実施する団体を公募により選定するための手続き等を定めるものである。

2. 事業の目的

高齢化の進展により、複数の慢性疾患を有する高齢者が増加する中、予防や生活全般に対する視点も含め、継続的・診療科横断的に患者を診るとともに、必要に応じて、患者の状態に合った他の医療機関を紹介するなど、かかりつけ医機能の強化が求められている。新型コロナウイルス感染症への対応でも、高齢者や基礎疾患を有する者は重症化するリスクが高いと報告されており、生活習慣病等の患者に継続的・総合的に対応する、かかりつけ医機能の重要性は高い。

かかりつけ医機能の普及に向けた取組が医療関係団体を中心に進められており、地域において主にかかりつけ医機能を果たし、地域包括ケアシステムの一翼を担っている医療機関があるが、患者の視点から見れば、かかりつけ医機能のイメージは様々である。

こうした状況の中、「医療計画の見直し等に関する検討会」において、令和2年12月11日に取りまとめられた「外来機能の明確化・連携、かかりつけ医機能の強化等に関する報告書」において、かかりつけ医機能の強化に取り組むこととされた。

本事業においては、かかりつけ医機能にかかる好事例を収集し、専門的検討を行うことにより、かかりつけ医機能が地域で求められている役割を明らかにするとともに、好事例の横展開を図り、かかりつけ医機能の更なる普及を進めることを目的とする。

3. 事業内容

別添実施要綱の3による

4. 事業の実施主体

公募により採択された団体

5. 事業の期間（予定）

厚生労働省において事業の採択を決定した日から令和4年3月31日まで

6. 事業実施に係る留意点

- (1) 検討委員会運営のために、専門的知見を踏まえ、医療関係団体等の意見を中立的かつ適切に調整できる事務局体制を整えるものとする。
- (2) 医療関係団体等に対するヒアリング、かかりつけ医機能を発揮する好事例の現地調査の際には、医療関係団体等の意見を正確に把握するとともに、かかりつけ医機能の効果検証を行うものとする。

7. 本事業に係る補助金の交付について

本事業の補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び厚生労働省所管補助金交付規則(平成12年 厚生省 令第6号 労働省)の規定によるほか「医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱」の定めるところによる。

規定によるほか「医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱」の定めるところによる。

本事業の補助金については、45,614千円を基準額(上限額)として交付するものとし、対象とする経費は、「3.事業内容」に関する賃金、諸謝金、旅費、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、社会保険料、委託費を予定している。

また、補助金の交付時期については、原則、当該年度の事業完了後(令和4年3月31日以降)の精算払いとする。

8. 応募団体に関する諸条件

本事業の応募者(以下、「応募団体」という。)は、次の条件を全て満たす団体であることとする。

- (1) 本事業に関する会計処理等の事務処理を適切に実施できる能力を有する団体であること。
- (2) 本事業を実施する上で必要な経営基盤を有し、資金等の管理能力を有すること。
- (3) 日本に拠点を有していること。
- (4) 厚生労働省から補助金交付等停止、又は指名競争入札における指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 予算決算及び会計令(昭和22年4月30日勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

9. 応募方法等

(1) 企画書の作成及び提出

「かかりつけ医機能の強化・活用にかかる調査・普及事業応募申込書」(別添1)とともに、以下の項目について具体的に記載した、「かかりつけ医機能の強化・活用にかかる調査・普及事業企画書」(以下「企画書」という。)を作成し提出すること。

【企画書記載項目（用紙サイズはA4とし、①～④の様式は任意とする）

- ① 本事業を実施する組織体制
- ② 事業計画（実施内容と実施スケジュール（月毎））
- ③ 検討委員会の設置・運営計画
- ④ 事業に係る費用積算（別添2）・・類似様式でも可

（2）応募方法

提出期間及び提出先等は以下のとおり。

① 提出期間 令和3年6月2日（水）から令和3年6月23日（水）※必着

② 提出先及び問い合わせ先

提出先：〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省医政局総務課情報企画係 あて

e-mail：iryouzyouhou@mhlw.go.jp

※ 郵送する場合は、封筒の宛名面に「かかりつけ医機能の強化・活用にかかる調査・普及事業企画書在中」と朱書きで記載すること。

問い合わせ先：厚生労働省医政局総務課

（担当：浦部（予算関係）、川本（技術関係））

TEL：03-5253-1111（内線4456、4145）

FAX：03-3501-2048

※ 問い合わせは、平日の午前10時から午後5時（11:30～12:30を除く）とする。

③ 提出書類及び部数

ア かかりつけ医機能の強化・活用にかかる調査・普及事業応募申込書・・・1部

イ かかりつけ医機能の強化・活用にかかる調査・普及事業企画書・・・7部

ウ 組織経歴（概要）、財務諸表、定款等の応募団体の活動が分かる資料・・・2部

※各提出書類については提出先に記載しているe-mailアドレスまでPDF等の電子媒体も併せて送付すること。

10. 実施団体の選定について

厚生労働省医政局総務課において、応募団体が応募条件に該当する旨を確認の上、医政局に設置する「かかりつけ医機能の強化・活用にかかる調査・普及事業評価委員会」において、提出された企画書等の評価（非公開）を行い、その評価結果に基づき実施団体を選定する。

なお、必要に応じ応募団体に対しヒアリングを実施する。（その場合は予め応募団体へ日時等の連絡を行う。）